

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針(平成29年度改定版)【最終案概要】

1 総則

(1) 改定の趣旨

- 現行の防犯指針は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例に基づき、平成19年3月に策定されたもので、「総則」と4つの指針で構成。
- 県で昨年度策定した「防犯カメラのガイドライン」、「安全・安心まちづくり基本計画(第3期)」を踏まえ、社会情勢の変化に対応するため、防犯指針を改定するもの。

<主な改定内容>

- 新たな2つの指針の追加(「大規模小売店舗等」、「社会福祉施設等」)
- 「防犯カメラのガイドライン」を踏まえ、防犯カメラに関する記載を追加・修正
- 各指針ごとに「チェック票」を追加

(2) 基本原則

- 防犯指針の内容は、県民及び事業者等が、安全安心まちづくりの活動の中で配慮すべき事項をまとめたもので、法令の規定に優先したり、すべての場合に一律に適用される性格のものではない。

(3) 方向性

- 防犯指針は、犯罪の起きやすい環境(状況)に着目し、県民、事業者等の自主的活動により、犯罪を誘発する要因を除去することで、県民等の安全が図られた安心感のあるまちづくりを推進し、公共空間全体の防犯性を高めることを目指している。

(4) 基本的な考え方

犯罪が発生しやすい場所として、一般的に「入りやすく」「見えにくい」場所が危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進する。

<基本的な5つの考え方>

- イ 照度・見通しの確保
- ロ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御
- ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化
- ニ 地域住民等の連携の強化
- ホ 防犯設備の効果的な活用

2 児童等の安全の確保のための指針

(1) 学校等の安全対策

- イ 学校等への不審者侵入防止体制の確立
 - 敷地内への不審者侵入防止対策
 - 敷地内での不審者の発見・排除対策
 - 校舎・建物内への不審者侵入防止対策
- ロ 児童等の安全を守るための設備等の整備
 - 安全を守るための器具等の整備
 - 防犯カメラの効果的な設置場所
 - 安全を守るための訓練の実施
- ハ 学校、地域、家庭が連携した安全・安心な学校づくり
 - 地域ぐるみの安全で安心な学校づくり
 - 地域に開かれた学校づくりと学校の安全
 - 学校と警察の連携の推進

(2) 通学路等の安全対策

- イ 通学路の安全点検と要注意箇所の把握
 - 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施
 - 通学路での要注意箇所等の把握と周知徹底
- ロ 登下校時の児童等の安全の確保
 - 安全な登下校方策の策定・実施
 - 児童等の登下校を地域全体で見守る体制の整備
 - 登下校のルートや時間等に関する警察との情報の共有

(3) 被害防止教育の推進

- イ 参加・体験型の訓練の実施
- ロ 相談窓口における情報の共有化

3 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 道路

- イ 必要な照度の確保
- ロ 見通しの確保と死角の排除
- ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御

(2) 公園

- イ 必要な照度の確保
- ロ 見通しの確保と死角の排除

(3) 自動車及び自転車駐車場

- イ 必要な照度の確保
- ロ 見通しの確保と死角の排除
- ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御
- ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置
- ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備

(4) その他

- イ 避難場所・通報場所の確保
- ロ 緊急通報装置、防犯警報設備等の設置

4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 住宅の種類

- イ 共同住宅
- ロ 一戸建て住宅

(2) 共同住宅

- イ 共用部分
 - 共用出入口
 - 共用メール(郵便)コーナー
 - エレベーター
 - 自転車置場・オートバイ置場
 - 通路
 - その他の場所
- ロ 専用部分
 - 住戸の玄関扉
 - 住戸の窓

(3) 一戸建て住宅

- イ 敷地内
 - 駐車場・車庫
 - 庭
 - 物置
- ロ 住戸部分
 - 玄関ドア
 - 窓
 - 勝手口ドア
 - ベランダ

5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

- 地域等と連携した安全確保のための対策の推進
- 『たまり場化』の防止等の少年非行の防止
- 深夜小売業施設での、子ども、女性、高齢者、身体障害者等の緊急事態(災害・事故・急病人等)対応

(2) 安全な店舗(構造等)の普及

- イ 出入口
- ロ ショーウインド、窓
- ハ 照明設備
- ニ カウンター
- ホ レジ、金庫等
- ヘ 防犯設備
(防犯設備の設置、防犯カメラ)
- ト 現金自動預払機等(ATM)
- チ 駐車場の配置

(3) 安全体制の整備

- イ 安全対策の責任者
- ロ 警戒要領
- ハ 従業員に対する指導
- ニ 現金の管理

(4) その他

不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する、

6 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

- 地域等と連携した安全確保の対策を推進
- 「深夜商業施設等の指針」についても適用

(2) 安全な店舗(構造等)の普及

- イ 出入口
- ロ ゴミ置場
- ハ 窓
- ニ エレベーター
- ホ 階段
- ホール及びエレベーター
- ヘ 商品陳列棚
- ト 試着室
- チ レジカウンター
- リ レジ、金庫
- ヌ 子ども広場、ゲームコーナー等
- ル トイレ
- ヲ 現金自動預払機等(ATM)
- ワ 駐車場等

(3) 防犯設備

- イ 防犯設備の設置
- ロ 防犯カメラ
 - 防犯カメラの設置
 - 防犯カメラの配置等

(4) 安全体制の整備

- イ 安全対策の責任者
- ロ 警戒要領
- ハ 現金の管理

(5) 地域との連携等

店舗周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を醸成
事件発生時の通報等に関する協力を依頼

7 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

入所者や利用者等の防犯に係る安全の確保。
不審者の侵入等様々なリスクを認識した対策の推進

(2) 施設利用者の安全を守るための設備の整備

- イ 敷地内への不審者進入防止対策
- ロ 敷地内での不審者の発見・排除対策
- ハ 防犯設備の日常の点検
- ニ 防犯カメラの効果的活用

(3) 施設利用者の安全を守るための防犯対策

- イ 所内の体制と職員の共通理解
- ロ 来訪者の確認の徹底
- ハ 安全を守るための器具等の整備(さすまた等の器具を備える)
- ニ 安全を守るための訓練の実施(110番訓練や不審者から利用者を守る訓練)
- ホ 施設開放時の安全確保
(施設開放時は開放箇所と非開放箇所との区別を明確化)
- ヘ 地域や関係機関との連携